公共職業訓練等受講届

②		資格者		7				資格証 番 号			
U	① 氏 名 <u>資格証</u> 番 号		住所又は居所	听			1		-		
受給	受給	② 公共職業 訓練等に 関する事 項	1 公共 業訓練 (1) 種類		数 2 雇用保 険法第63 条第1項 第3号の 講習及び 訓練	3 障害者 の雇用の 促進等に 関する法 律第13 条の適応 訓練	の雇用の安定 等に関する治 律第25条第 項の計画に ² 拠した同項第	定 6条第5号 する船員 能力の開	号に規定 実施等に 他の職業 特定求職 開発及び 就職の支 でする訓 関する法 権習とし 4条第2 が働大臣 規定する	よ者のに第年の記	
受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保 険法第63 の雇用の 原注の産用の安定 第3号の 関する法 第25条第1 能力の開発及び 前署及び 計署及び 訓練 5 雇用保険法第 66 職業訓練の 実施等による 特定水職者の 原用の安定 特定水職者の 原用の安定 特定水職者の 原本 が表別の職業 特定水職者の 原本の適応 調練 の表別に同項第 線又は講習として厚生労働大臣 規定する認定	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保		(2) 職種		(3) 期間			(4) 昼夜	1		
受給資格者 在所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保険法第63	受給資格者 1 公共職業訓練 2 雇用保険法第63 の雇用の 原注第63 条第1項 保進等に 等に関する法 特定求職者の 原第3号の 関する法 律第25条第1 能力の開発及び 京都の支援に 関する事項 6 職業訓練の 実施等による 特定求職者の 所職 原法第60 表第5号に規定 等に関する法 する船員の職業 特定求職者の 前職の支援に 第3号の 関する法 律第13 項の計画に準 向上に資する訓 関する法律第 条の適応 訓練 祭の適応 訓練 別様又は講習とし 4条第2項に 規定する認定 規定する認定 職業訓練 新達		(5) 受講開始 年 月 日		年	月 日	(6) 終了予定 年 月 日		年 月	日	
受給資格者 任所又は居所 2 1 公共職業訓練 2 雇用保険法第63 の雇用の 原用の安定 保護等に関する法 等に関する法 等に関する法 等に関する法 等に関する法 等に関する法 第3号の 関する法 律第25条第1 協力の開発及び 前上に資する訓 練又は講習として厚生労働大臣 規定する認定 関する事項 6 職業訓練の 実施等による 特定求職者の 施職の支援に 関する法 第13 項の計画に準 加上に同項第 3号に掲げる 訓練 条の適応 訓練 が定めるもの 職業訓練 項の計画に準 が定めるもの 財産の計算 4 高年齢者等 の雇用の安定 等に関する法 等に関する法 第25条第1 協力の開発及び 前上に資する訓 練又は講習として厚生労働大臣 規定する認定 規定する認定 職業訓練 項の計画に準 が定めるもの 財産する認定 財産・方を制 別様 4条第2項に 規定する認定 財産・方を制して厚生労働大臣 規定する認定 財産・方を制して厚生労働大臣 規定する認定 財産・方を制して厚生労働大臣 規定する認定 財産・方を制して厚生労働大臣 規定する認定 財産・方を制して厚生労働大臣 規定する認定 財産・方を制して原生労働大臣 対定めるもの 財産・方を制して原生労働大臣 対定のよう。 第 2 職種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保 険法第63 の雇用の 原法第63 条第1項 保進等に 第3号の 関する法 第25条第1 能力の開発及び 前上に資する訓練 禁調練 6 職業訓練の 実施等による 特定求職者の 原用の安定 等に関する法 等に関する法 第25条第1 能力の開発及び 前上に資する訓 規定する法律第 4条第2項に 別する法律第 4条第2項に 別する法律第 4条第2項に 別様又は講習とし て厚生労働大臣 規定する認定 職業訓練 項の計画に準 が定めるもの 4 高年齢者等 6条第5号に規定 等に関する法 等に関する法 第25条第1 能力の開発及び 前上に資する訓 規定する法律第 4条第2項に 別様又は講習とし て厚生労働大臣 規定する認定 職業訓練 項の計画に準 が定めるもの 4条第2項に 規定する認定 職業訓練 (2)職種 (3)期間 (4)昼夜間の別 昼間・夜間 (5)受講開始 (4)昼夜間の別 昼間・夜間	③ 通所に関 する事項	(1) 通 所	方 法	イ.交通機関等	利用	J.	J用	ハ.イとロの併用		
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業訓練 2 雇用保 険法第63 条第1項 促進等に 第3号の 関する法 第3号の 関する法 第3号の 調練等に関する事項 4 高年齢者等 の雇用の安定 6条第5号に規定 する船員の職業 特定求職者の 業施の支援に 第3号の 関する法 律第25条第1 向上に資する訓 線不又は講習とし 下厚生労働大臣 訓練 条の適応 訓練 3号に掲げる訓練 和及び 計算及び 計算及び 計算 条の適応 訓練 第3号に掲げる訓練 和別表として厚生労働大臣 規定する認定 職業訓練 「「原生労働大臣」 規定する認定 職業訓練 「「原生労働大臣」 大原生労働大臣 規定する認定 職業訓練 「「原生労働大臣」 規定する認定 職業訓練 「「原生労働大臣」 規定する認定 財産のあるもの 「日本の間」」 日・夜間 (2) 職種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (5) 受講開始 年月日 年月日 年月日 日日	受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業訓練 2 雇用保 険法第63		(2) 区	間	住居から訓練等施				(経由)	まで	
受給資格者 住所又は居所 ② 公共職業訓練等に関する事項 1 公共職業訓練等に関する事項 (1) 種類 1 公共職業訓練 (1) 種類 1 公共職業訓練 (1) 種類 2 雇用保険法第63	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保険第63 の雇用の安定 険法第63 条第1項 保進等に関する法 律第25条第1 能力の開発及び 持定求職者の 持定求職者の 対職の支援に 関する事項 (1) 種類 第3号の 関する法 律第25条第1 作力の開発及び 計練 祭の適応 訓練 1 公共職業 部別 項の計画に準 地した同項第 級又は講習とし て厚生労働大臣 規定する認定 別練 別議 3号に掲げる 訓練 4 条第2項に 大の間の 日本の財産 日本の財		(3) 通所距	雛(片道)	交通機関等 利 用 距 離	km	自転車等 利用距離	km	合 計	km	
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業訓練 (1)種類 (1)種類 (2)職種 (2)職種 (2)職種 (4)昼時) 2 雇用保 (3) 障害者 (6条第5号に規定 (6条第5号に規定 (5条第5号に規定 (6条第5号に規定 (5条第5号に規定 (7分配員の職業 (6条第5号に規定 (7分配員の職業 (6条第2号に表 (6条第2号に規定 (7戶2年分働)大臣 (7戶2年分働)大臣 (7戶2年分働)大臣 (7戶2年分) (4)昼夜間の別 (4)昼	受給資格者 住所又は居所 2 本名 2 本名 2 本第1項 (企業等に 等に関する法 等に関する法 第3 号の 関する法 第25条第1 項の計画に準 論案 5条第1 項の計画に準 論案 5条第2 規定する認定 職業訓練 (2) 職種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (5) 受講開始 年月日 年月日 年月日 イ・交通機関等利用 ロ・自転車等利用 ハ・イと口の併用 (2) 区間 住居から訓練等施設 (全所: 名称: 住所: (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (3) 通所距離(片道) 英通機関等利用 ロ・自転車等利用 ハ・イと口の併用 (3) 通所距離(片道) 大月里野難 計具野難 計具 野野難 計画 合計 計画		(4) 運賃	等の額							
受給資格者 住所又は居所 ② 格者 1 公共職業訓練 2 雇用保	受給資格者 住所又は居所 ② 格者 1 公共職業訓練 2 雇用保 多 の雇用の 房 を の を の雇用の 房 を の雇用の 房 を の を の を の を の を の を の を の を の を を の を の を を の を の を の を の を の を を の		(5) 通所の特別事情								
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業訓練 (上海) (上海) (上海) (上海) (上海) (上海) (上海) (上海)	受給資格者 住所又は居所 ② 公共職業訓練等に関する事項 1 公共職 業訓練 第3号の 原用の 条第1項 保進等に 第3号の 開する法 第1項 保進等に 第3号の 開する法 第1額標等に 関する事項 4 高年齢者等 の雇用の安定 等に関する法 (企進等に 場立 方 6 条第5号には定 等には定 する船員の職業 特定求職者の 就職の支援に 開する法 4 第25条第1 信力の開発及び 特定求職者の 就職の支援に 関する法律第 25条第1 領力の開発及び 前上に資する訓練 (企業等) 2 項の計画に準 病定がおめるもの 就職の支援に 関する法律第 4条第2項に 関する法律第 4条第2項に 規定する認定 職業訓練 「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」		(6) 記載	理 由	[1~5]	裏面参照	(発生年月	目:	年 月	日)	
受給資格者 住所又は居所 番号 ② 公共職業訓練等に関する事項 1 公共職	受給資格者 住所又は居所 番号 ②本共職業訓練等に関する事項 1 公共職 祭訓練 祭前項 保護等に 第3号の 層用の安定 第3号の 関する法 律第25条第1 項の計画に準 第25条第1 項の計画に準 第25条第2項に 規定する認定 規定 の配用の安定 第25条第1 項の計画に準 第25条第1 項の計画に準 が定めるもの 記載の支援に関する法則である。 第25条第1 項の計画に準 第25条第2 項の計画に 第25条第2 項の 第25条第2 項の 第25条第2 項の 第25条第2 項の 第25条第2	上記②欄及び③欄の記載事実に誤りのないことを証明する。									
大 名 本名 本名 本名 本名 本名 在所又は居所 在所又は居所 在所又は居所 1 公共職 業訓練 後法第 63 の雇用の安定 条第1項 保進等に 第3号の 保進等に 第3号の 銀上に同する法 権第 25 条第1 領土に資する訓 銀工は講習として厚生労働大臣 規定する認定 規定する	大 名 本	年 月 日									
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業 業訓練 2 雇用保	受給資格者 住所又は居所 (2) 1 公共職 業訓練 2 雇用保 多 の雇用の の雇用の の雇用の の雇用の の雇用の の雇用の の雇用の の雇	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)									
受 格者 住所又は居所 ② 公共職業訓練等に関する事項 1 公共職	受 給 住所又は居所 ② 本着 住所又は居所 ② 本典職業 (1) 種類 (1) 種類 (1) 種類 (2) 職種 (2) 財間 (2)								印		
受 格 住所又は居所 1 公共職	登		(1) 寄宿(の事実	有・無	(2) 寄宿	音開始年月日				
大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 子 本	受格者 住所又は居所 2 (1) 金共職業訓練 2 雇用保険法第63 の雇用の の雇用の安定 (条第5号に規定 等に関する法 (企業等による 年第13 項の計画に費 前上に資する訓 議習及び 課習及び 課額と比同項第 3号の 議理及び 訓練 (第13 項の計画に費 が定めるもの 訓練 (4) 昼夜間の別 屋間・衣間間する計算 (2) 職種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 屋間・夜間 (5) 受講開始 年月日 (1) 通所方法 (4) 昼夜間 (4) 昼夜間の別 屋間・夜間 (5) 受講開始 年月日 (1) 通所方法 (4) 昼夜間 (5) 通所の特別事情 (6) 記載 理由 (1) [1~5] 裏面参照 (発生年月日: 年月日) 上記②欄及び③欄の記載事実に誤りのないことを証明する。年月日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名)		/O/ # # #	0 A =r					午 月	日	
大 名 本	大 名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名								<u> </u>	日	
(1) 種類	大 名	(又は	居 所	受給資格者			同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 氏	居 所	受給資格者		新 職 業	同居・別居の別	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日	大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日 本	寄宿に関	又 は (4) 家 族 の	居 所	受給資格者		静 職 業歳 有・無歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家族の 状	居 所	受給資格者		 静 職 業 歳 有・無 歳 有・無 歳 有・無 	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名 1 公共職 2 雇用段 3 阪英名 4 高年齢素等 5 雇用民政法策 5 展用民政法策 5 展用民政法策 5 展用民政法策 5 条第5元は対策 5 条列曲に 3 が高から発力が高が高から表の 5 第8万と 3 期限 5 3 第四 5 3	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家族の 状	居 所	受給資格者		 職業 歳有・無 歳有・無 歳有・無 	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関する事項	スは (4) 家族の状況	居 所	受給資格者との続杯		 職業 歳有・無歳有・無歳 歳有・無歳 歳有・無歳 	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している君住所又は居	で	
公会 名 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	大 名	寄宿に関する事項 山形県市	スは (4) 家族の状況 町村職員退職 年	居 所 : 名 : 去 : 去 : 去 : 去 : 日	受給資格者 との続杯 ・ ・ ・ ・ ・ 条例施行規則第		 職業 歳有・無歳有・無歳 歳有・無歳 歳有・無歳 	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している君住所又は居	で	
大 名	大 名	寄宿に関する事項 山形県市	スは (4) 家族の状況 町村職員退職 年	居 所 : 名 : 去 : 去 : 去 : 去 : 日	受給資格者 との続杯 ・ ・ ・ ・ ・ 条例施行規則第		 職業 歳有・無歳有・無歳 歳有・無歳 歳有・無歳 	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している君住所又は居	で	
公会 名 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	寄宿に関する事項 山形県市	スは (4) 家族の状況 町村職員退職 年	居 所 : 名 : 去 : 去 : 去 : 去 : 日	受給資格者 との続杯 条例施行規則第 合長 殿	525条第1	 職業 歳有・無歳有・無歳 歳有・無歳 歳有・無歳 	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している。	で	
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	名 1 公共職 2 展用限 3 旅店 4 高年等 6 報告 5 展用限設法所 5 展示による 5 展	寄宿に関 する事項 山形県市 山形県	スは (4) 家族の状況 (5) (6) (7) (7) (8) (7) (9) (7) (10) (10) (11) (11) (12) (12) (13) (12) (14) (12) (15) (12) (16) (12) (17) (12) (18) (12) (19) (12) (10) (12) (11) (12) (12) (12) (12) (12) (13) (12) (14) (12) (15) (12) (16) (12) (17) (12) (18) (12) (18) (12) (19) (12) (11) (12) (12) (12) (13) (12) (14) (12) (15) (12) (16) (12) (17) (12) <td>居 所 名 : 名</td> <td>受給資格者 との続杯 (条例施行規則第 (金長 殿 受給資</td> <td>(2 5 条第 i</td> <td>齢 職 業 歳 有・無 歳 有・無 歳 有・無 歳 有・無 1項の規定によ</td> <td>同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居 同居・別居</td> <td>別居している者住所又は居むり届けます。</td> <td>所</td>	居 所 名 : 名	受給資格者 との続杯 (条例施行規則第 (金長 殿 受給資	(2 5 条第 i	齢 職 業 歳 有・無 歳 有・無 歳 有・無 歳 有・無 1項の規定によ	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している者住所又は居むり届けます。	所	
受 格者 住所又は居所 1 公共職 発謝練 祭師 (を発育・1項 保護・管 (を発育・号に規定 実施等・による (を発育・号に規定 実施等・による (を発育・号に規定 実施等・による (を発育・号に規定 実施等・による (を発育・号に規定 実施等・による (を発育・目の (を関す・)))) (を関す・日本の (を発育・日本の (を発生・日))) (を発生・日)) (を発生・日) (を発す・日) (を発生・日) (を発生・日) (を発生・日) (を発育・日) (を発育・規定・経験・定) (を発育・用)・定) (を発育・用)・	大 名								<u> </u>	日	
大 名	大名 大名 大名 大名 大名 大名 大名 大名	寄宿に関	又 は (4) 氏	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	ťσ)	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	(1) 種類	寄宿に関	又 は (4) 氏 家族	居 所	受給資格者		 職業歳有・無歳有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名	(1) 種類	寄宿に関	又 は (4) 氏 家族	居 所	受給資格者		 職業歳有・無歳有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大田 1	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家 族 の	居 所	受給資格者		 職業歳有・無歳有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日	大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日 本	寄宿に関	又 は (4) 家 族 の	居 所	受給資格者		静 職 業歳 有・無歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日	大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日 本	寄宿に関	又 は (4) 家 族 の	居 所	受給資格者		静 職 業歳 有・無歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日	大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日 本	寄宿に関	又 は (4) 家 族 の	居 所	受給資格者		静 職 業歳 有・無歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日	大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日 本	寄宿に関	又 は (4) 家 族 の	居 所	受給資格者		静 職 業歳 有・無歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日	大 名 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 号 本 日 本	寄宿に関	又 は (4) 家 族 の	居 所	受給資格者		静 職 業歳 有・無歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名	公 名 日本	寄宿に関	又 は (4) 氏 家族	居 所	受給資格者		 職業歳有・無歳有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名	(1) 種類	寄宿に関	又 は (4) 氏 家族	居 所	受給資格者		 職業歳有・無歳有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名	会 名 名 住所又は居所 1 公共職 楽訓練 発帯13 の雇用の の雇用の安定 今条第5号に規定 実施等による 等第13 位建等に 第3号の 関する法 第13 規則に同項第 調理 2 雇用保 第3号の 同用の安定 今名約1の職務及び 開発の対験に 関する事	寄宿に関	又 は (4) 氏 家族	居 所	受給資格者		 職業歳有・無歳有・無	同居・別居 の 別 同居・別居 同居・別居	別居している	で	
大 名	安全	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 家	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大田 1	寄宿に関	又 は (4) 氏	居 所	受給資格者		齢 職 業 歳 有・無	同居・別居 の 別 同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名	寄宿に関	又 は (4) 氏	居 所	受給資格者		新 職 業	同居・別居の 別	別居している	で	
大 名	登		又は	居 所	受給資格者		新 職 業	同居・別居の 別	別居している	で	
大 名	大 名	4)	又は	居 所	受給資格者			同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名		又は	居 所	受給資格者			同居・別居	別居している	で	
大 名	大 名		又は	居 所		<u> </u>			,		
大 名	大 名								中 月 <u></u>	日	
大 名	大 名								<u> </u>	日	
大 名	大 名			(/) 11 UIT					十 月	日	
大 名	受格者 住所又は居所 2 指導 2 1 公共職業		(2) 本本兴		1	1			午 月	日	
受 格 住所又は居所 ② 1 公共職業訓練 2 雇用保 多 の雇用の の雇用の 安定 条第 1 項 の雇用の 安定 等に関する法 4 高年齢者等 の雇用の 安定 等に関する法 4 第25 条第 1 項 の雇用の 安定 等に関する法 2 第3 項の 開発及び 市上に 資する 2 第3 号	登				有・無	(2) 寄宿	了開始年月日	2	年 日		
受 格 住所又は居所 ② 1 公共職業訓練 2 雇用保 多 の雇用の の雇用の 安定 条第 1 項 の雇用の 安定 等に関する法 4 高年齢者等 の雇用の 安定 等に関する法 4 第25 条第 1 項 の雇用の 安定 等に関する法 2 第3 項の 開発及び 市上に 資する 2 第3 号	登		(1) 寄宿(の事実	有・無	(2) 寄宿	音開始年月日				
受 格 住所又は居所 ② 1 公共職業訓練 2 雇用保 多 の雇用の の雇用の 安定 条第 1 項 の雇用の 安定 等に関する法 4 高年齢者等 の雇用の 安定 等に関する法 4 第25 条第 1 項 の雇用の 安定 等に関する法 2 第3 項の 開発及び 市上に 資する 2 第3 号	登		(1) 客 宏 /	カ重宝	右•無	(2) 宏符	〒開始年日口 ┃				
受 給 住所又は居所 ② 格名 住所又は居所 ② 公共職業 訓練等に関する事項 (1) 種類	受 給 大名 資格者 住所又は居所 1 公共職業 (1) 種類 (1) 種類 (1) 種類 (2) 職種 (2) 職種 (2) 無別練等に関する事項 (2) 職種 (2) 職種 (2) 職種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 (4) 昼でとも認定 が定めるもの (4) 昼夜間の別 (4) 昼でとも認定 が定めるもの (4) 昼夜間の別 (4) 昼間・夜間 (4) 昼夜間の別 (4) 昼間・夜間 (4) 昼夜間の別 (4) 昼間・夜間 (4) 昼夜間の別 (4) 昼間・夜間 (4) 昼夜間の別 (4) 昼間の別 (4) 昼夜間の別 (4) 昼間の別 (4) 昼夜間の別 (4) 昼間の別 (4)								印		
受 格者 住所又は居所 ② 公共職業訓練 1 公共職	受 給 住所又は居所 ② 本着 住所又は居所 ② 本典職業 (1) 種類 (1) 種類 (1) 種類 (2) 職種 (2) 無限等に (2) 無限 (2)										
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業計練の資法第63 の雇用の安定 (発第5号に規定 業加練 資法第63 の雇用の安定 (発第5号に規定 等に関する法 等に関する法 等に関する法 (企進等に 第3号の 関する法 第1項 (企進等に 第3号の 関する法 第1 項別計画に準 法 (市) に同発を が 意かの限定 (企進等に 第3号の 関する法 第1 項別計画に準 法 (市) に同発を が 意から扱い 関する法 第1 項別計画に (本) 対定めるもの 別財 るま 単元 (本) が定めるもの 服業訓練 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (5) 受講開始 年月日 (6) 終了予定 年月日 (7) 通 所 方 法 イ、交通機関等利用 口、自転車等利用 ハ・イと口の併用 (2) 区 間 住居から訓練等施設 (全称: 住所: (経由)まで (4) 運賃等の額 (5) 通所の特別事情 (6) 記載理由 (1) 「1~5] 裏面参照 (発生年月日: 年月日) 3 通所の特別事情 (6) 記載理由 (1~5] 裏面参照 (発生年月日: 年月日) 上記②欄及び③欄の記載事実に誤りのないことを証明する。	受給資格者 住所又は居所 (2) 1 公共職業額	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)									
受給資格者 住所又は居所 2 指数 2 1 公共職業 業訓練 (1) 種類 (2) 職種 (1) 種類 (2) 職種 (2) 職種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 (4) 昼夜間の別 (5) 受講開始 (5) 受講開始 (5) 受講開始 (4) 昼夜間の別 (4) 昼夜間の別 (5) 運動 (5) 通所の特別事情 (6) 記載 理由 (1) 「(1) 要面参照 (発生年月日: 年月日) 年月日 (6) 終了予定 年月日 (4) 昼夜間の別 (4) 昼夜間の別 (4) 昼夜間の別 (5) 通所の特別事情 (6) 記載 理由 (1) 「(1) 要面参照 (2) 要面描述 (2) 要面述 (2) 更加速度 (2)	受給資格者 住所又は居所 (2) 1 公共職業額										
大 名 本名 本名 本名 本名 本名 本名 本名	受給資格者 住所又は居所 2 雇用保養等 (2) 公共職業制練等に関する事項 1 公共職業 課職等に関する事項 (1) 種類 1 公共職業 課職	年 月 日									
受給資格者 住所又は居所 ② 公共職業訓練等に関する事項 1 公共職	受給資格者 住所又は居所 番号 ② 1 公共職業訓練 2 雇用保 3 障害者 (産連等に 等に関する法 等に関する法 等に関する法 等に関する法 等に関する法 第3号の 関する法 準第25条第1 項の計画に準 第25条第1 項の計画に準 線次は講習として事る計画練等に関する事項 6条第5号に規定 等にはる 特定水職者の 税職の支援に関する法 第1 3 項の計画に準 線次は講習として厚生労働人臣 が定めるもの 財産及び 向上に資する訓練 線次は講習として厚生労働人臣 が定めるもの 財産 は規定する認定 規定する認定 規定 ないよのよし、規定する認定 規定 ないよのよし。 第1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	上記②欄及び③欄の記載事実に誤りのないことを証明する。									
大 名	受給資格者 住所又は居所 番号 ②本共職業訓練等に関する事項 1 公共職 祭訓練 祭前項 保護等に 第3号の 層用の安定 第3号の 関する法 律第25条第1 項の計画に準 第25条第1 項の計画に準 第25条第2項に 関する法律第 4条第2項に 規定する認定 規定する場面 第25条第1 項	Control Cont									
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業訓練 (上海・63) (上上高項第 (上上高項第 (上上高項第 (上上高項第 (上上高項第 (上上高項第 (上上高項第 (上上高項第 (上上高列斯)) (上上高列斯)) (上上高列斯) (上海・63) (上海・63) (上海・63) (上上高列斯) (上海・63) (上海	受給資格者 住所又は居所 ② 公共職業訓練等に関する事項 1 公共職 業訓練 第3号の 開力る法 第3号の 開力る法 第3号の 開力を設定 第3号に掲げる 可の計画に準		(6) 記 載	理由	[1~5]	裏面参照	(発生年月	目:	年 月	日)	
受給資格者 住所又は居所 ② 格者 1 公共職業訓練 2 雇用保	受給資格者 住所又は居所 ② 格者 1 公共職業訓練 2 雇用保 多 の雇用の 房 を の を の雇用の 房 を の雇用の 房 を の を の を の を の を の を の を の を の を を の を の を を の を の を の を の を の を を の		(5) 通所の特別事情								
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業訓練 (1)種類 (1)種類 (2)職種 (2)職種 (2)職種 (4)昼時) 2 雇用保 (3) 障害者 (6条第5号に規定 (6条第5号に規定 (5条第5号に規定 (6条第5号に規定 (5条第5号に規定 (7分配員の職業 (6条第5号に規定 (7分配員の職業 (6条第2号に表 (6条第2号に規定 (7戶2年分働)大臣 (7戶2年分働)大臣 (7戶2年分働)大臣 (7戶2年分) (4)昼夜間の別 (4)昼	受給資格者 住所又は居所 2 本名 2 本名 2 本第1項 (企業等に 等に関する法 等に関する法 第3 号の 関する法 第25条第1 項の計画に準 論案 5条第1 項の計画に準 論案 5条第2 規定する認定 職業訓練 (2) 職種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (5) 受講開始 年月日 年月日 年月日 イ・交通機関等利用 ロ・自転車等利用 ハ・イと口の併用 (2) 区間 住居から訓練等施設 (全所: 名称: 住所: (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (3) 通所距離(片道) 英通機関等利用 ロ・自転車等利用 ハ・イと口の併用 (3) 通所距離(片道) 大田野野 編書 日田野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野野 編書 日田野野野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野野野 編書 日田野野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野野 編書 日田野野野野野 編書 日田野野野野 編書 日田野野野野野 編書 日田野野野野野野野野 編書 日田野野野野野野野野野野野野野野野野 編書 日田野野野野野野野野野野野野 編書 日田野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野	する事項	(4) 運賃等の額								
受給 名 資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 (放法第63 条第1項 (股法第63 条第1項 第3号の 展用の安定 第2号を記載 第3号の 開する法 律第25条第1 作力の開発及び 第3号の 開する法 律第13 項の計画に準 向上に資する訓練 条の適応 訓練 祭の適応 訓練 祭の適応 訓練 祭の適応 訓練 祭の適応 訓練 日 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (5) 受講開始 年月日 年月日 年月日 (6) 終了予定 年月日 (1) 通所方法 イ.交通機関等利用 口.自転車等利用 ハ.イと口の併用 (2) 区 間 住居から訓練等施設 (4) 長本事 第 1 日 (5) 受講開始 年月日 (5) 受講開始 年月日 (6) 終了予定 年月日 (7) 不及機関等利用 口.自転車等利用 ハ.イと口の併用 (2) 成種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (5) 受講開始 年月日 (6) 終了予定 年月日 (6) 終了予定 年月日 (7) 不及機関等利用 (2) 区 間 住居から訓練等施設 (4) 長本事 第 (4) 日本事 (4) 日本 (4)	受給資格者 住所又は居所 (1) 種類 (1) 種間・夜間 (1) 種 (1	_				KM		KIII	合計	km	
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業訓練 2 雇用保険第63 の雇用の安定 (企進等に関する法 (企進等に関する法 (事3 号の) 関する法 (事3 号の) 関連を (事3 号の) 関連を (事3 号の) 関連を (事3 号の) 関連を (事3 号に関する法 (事3 号に関する (事3 号に関する (事3 号に関する (事3 号に関する (事3 号による (事3 号に関する (事3 号に関す	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保険第63 の雇用の安定 険法第63 条第1項 保進等に関する法 律第25条第1 能力の開発及び 持定求職者の 持定求職者の 対職の支援に 関する事項 (1) 種類 第3号の 関する法 律第25条第1 作力の開発及び 計練 祭の適応 訓練 1 公共職業 部別 項の計画に準 地した同項第 級又は講習とし て厚生労働大臣 規定する認定 別練 別議 3号に掲げる 訓練 4 条第2項に 大の間の 日本の財産 日本の財		(3) 通所距	難 (片道)			自転車等	km	合計	km	
受給資格者 住所又は居所 2 1 公共職業訓練 2 雇用保険法第63 保第1項 保進等に 第3号の 関する法 第25条第1 項の計画に準 訓練等に関する事項 4 高年齢者等 の雇用の安定 6条第5号に規定 する船員の職業 特定求職者の 業施の支援に 第3号の 関する法 律第25条第1 項の計画に準 加上た同項第 3号に掲げる訓練 条の適応 訓練 3号に掲げる訓練 2 職業訓練 6 職業訓練の 実施等による 特定求職者の 税職の支援に 関する法律第 3号に掲げる訓練 2 乗前1 3 項の計画に準 加上た同項第 3号に掲げる訓練 2 乗所2項に 規定する認定 職業訓練 項 (2) 職種 (3) 期間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (5) 受講開始年月日 年月日 年月日 日日 年月日 日日	受給資格者 住所又は居所 ② 公共職業訓練等に関する事項 1 公共職 業訓練 (3) 障害者 (3) 障害者 (2) 職種 (2) 職種 (5) 受講開始 年月日 4 高年齢者等 の雇用のの雇用の安定 (6条第5号に規定 等に関する法 等に関する法 等に関する法 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (5) 受講開始 年月日 5 雇用保険法第 (6) 職業訓練 等による 特定求職者の (6条第5号に規定 する船員の職業 特定求職者の (6条第1項 (7年生労働)大臣 期練 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 (4) 昼夜間の別 昼間・夜間 年月日		(2) 区	間	住居から訓練等施					まで	
受給資格者 任所又は居所 2 (1)種類 1 公共職業訓練 2 雇用保険法第63 の雇用の 廃法第63 条第1項 保進等に 第3号の 関する法 律第25条第1 項の計画に準 加上た同項第 3号に掲げる 訓練 4 高年齢者等 の雇用の安定 等に関する法 等に関する法 等に関する法 特定求職者の 財産及び 情報の支援に 関する法 第3号の 関する法 第3号の 関する法 第3号の 関する法 第3号に掲げる 訓練 条の適応 訓練 6 職業訓練の 実施等による 特定求職者の 財職の支援に 関する法律第 4条第2項に 大厚生労働大臣 規定する認定 職業訓練 項の計画に準 が定めるもの 財産する認定 職業訓練 4 高年齢者等 の雇用の安定 等に関する法 等に関する法 第3号に掲げる 訓練 がためるもの 財産する認定 職業訓練 (2)職種 (3)期間 (4)昼夜間の別 昼間・夜間 (5)受講開始 (5)受講開始	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保 険法第63 の雇用の 原法第63 を第1項 保進等に 第3号の 関する法 常に関する法 講習及び 講習及び 訓練 4 高年齢者等 の雇用の安定 等に関する法 等に関する法 特定求職者の 療法で、関する法 第1項 保進等に 第3号の 関する法 律第25条第1 原上に資する訓 規則と同項第 訓練 名の適応 訓練 規定する認定 職業訓練 6 職業訓練の 実施等による 特定求職者の 施職の支援に 関する法律第 4条第2項に 規定する認定 職業訓練 2 公共職業 訓練等に 関する事項 (2)職種 (3)期間 (4)昼夜間の別 昼間・夜間 (2)職種 (3)期間 (6)終了予定 (4)昼夜間の別 昼間・夜間	公共職業 訓練等に 関する事		方 法	イ.交通機関等	利用	J.	 J用	ハ.イとロの併用		
受給資格者 在所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保険第63	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保険法第63 の雇用の 原注第63 条第1項 促進等に 第13 項の計画に準 調練等に関する事項 5 雇用保険法第63 特定求職者の 実施等による特定求職者の 競職の支援に 第3号の 関する法 律第25条第1 能力の開発及び 前上に資する訓 関する法律第 4条第2項に 現立を計算を表の適応 訓練 3号に掲げる 訓練 スは講習とし 大厚生労働大臣 規定する認定 職業訓練				年	月日			年 月	日	
受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保 険法第63 の雇用の 原注の産用の安定 第3号の 関する法 第25条第1 原土に資する訓練等に訓練等に訓練 5 雇用保険法第63 を第5号に規定 実施等による特定水職者の実施等による特定水職者の業態の職業 第3号の 関する法 第25条第1 能力の開発及び 前職の支援に関する法 第3号の 調練 3号に掲げる 3号に掲げる で厚生労働大臣 規定する認定	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 2 雇用保		(2) 職種		(3) 期間		-	(4) 昼夜	間の別 昼間・	友間	
受給 (全) (本) (本) </td <td>受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 (検法第63 の雇用の を注明する法 条第1項 (促進等に 等に関する法 する船員の職業 特定求職者の を決している。 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)</td> <td>(1) 種類</td> <td></td> <td>講習及び</td> <td>律第13 条の適応</td> <td>項の計画に達 拠した同項第 3号に掲げる</td> <td>準 向上に資練又は請て厚生労</td> <td>でする訓関する法構習とし4条第2付働大臣規定する</td> <td>津第 項に 認定</td>	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 (検法第63 の雇用の を注明する法 条第1項 (促進等に 等に関する法 する船員の職業 特定求職者の を決している。 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)		(1) 種類		講習及び	律第13 条の適応	項の計画に達 拠した同項第 3号に掲げる	準 向上に資練又は請て厚生労	でする訓関する法構習とし4条第2付働大臣規定する	津第 項に 認定	
受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 険法第63 の雇用の の雇用の安定 を発第5号に規定 実施等による	受給資格者 住所又は居所 1 公共職業訓練 険法第63 の雇用の の雇用の安定 6条第5号に規定 実施等による	2	(1) 種粨								
受 給 住所又は居所	受 給 住所又は居所				険法第 63	の雇用の	の雇用の安定	全 6条第5号	号に規定 実施等に	よる	
U 戊 名	U 戊 名		住所又は居所		T			T	Ţ		
		資格者		1				番号			
	No. 11	受 給	1	7							

様式第28号 (裏)

[注意事項]

- 1 この届出には、受給資格証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があったときはすみやかに、組合長に届け出ること。この場合にお いては、所要の証明書を添えること。
- 3 記載上の注意
 - イ ③欄の(4)には、交通機関等を利用する場合における1箇月間の定期券の価格を記載すること。なお、 定期券によらない場合には21回分の運賃等の額を記載すること。
 - ロ ③欄の(5)には通所距離が2キロメートル未満である者で有料の交通機関若しくは道路又は自転車等 の交通用具を利用しなければ通所することが著しく困難な事情にある者が、その事情を具体的に記載 すること。
 - ハ ③欄の(6)の [1] には、以下の区分のうち主な理由に該当するものの番号を記載すること。なお、() 内には記載事実の発生年月日を記載すること。

2 住所又は居所の変更

3 通所経路の変更

4 通所方法の変更 5 運賃等の変更

- = ④欄の(4)については市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。
- ホ ※印欄には記載しないこと。